

ネクタイ、本、雑誌からキャバクラまで!?

マンの 費控除 合こうなる

特定支出控除 大研究



昨年の適用は全国でたったの4件

大増税時代の到来である。

東日本大震災からの復興

財源に充てるため、今年1

月から所得税、来年6月か

ら住民税の臨時増税が始ま

る。消費税は来年4月から

8%に、再来年10月から10

6%に上がり、富裕層を対象

とした所得税と相続税の最

高税率も再来年1月から引

き上げられる予定だ。さら

に、安倍政権は公共事業の

バラマキ政策を復活させて

おり、財源確保のためにさ

らなる増税も予測される。

このままではお手上に年貢

を搾り取られる一方、何と

か対抗する手段はないのか。

実は、サラリーマンが税金

面で得する方法が新しくで

きたことはあまり知られて

いない。それは昨年、税制

収証を集めておいた人だけが、来年の確定申告

で笑うことになる。

改正された給与所得者の
「特定支出控除制度」である。

簡単にいうと、仕事に関
連して使った必要経費を確
定申告することによって、
払いすぎた税金を取り戻す
ことが可能になったのだ。

来年2月の申告から適用
されるが、その際、今年1
月1日から12月31日までに
使った費用の領収書やレシ
ートが必要となる。つまり、
今から税制の改正ポイント
を的確に把握し、それらを
集めておかないと、このウ
マ味を味わえない。

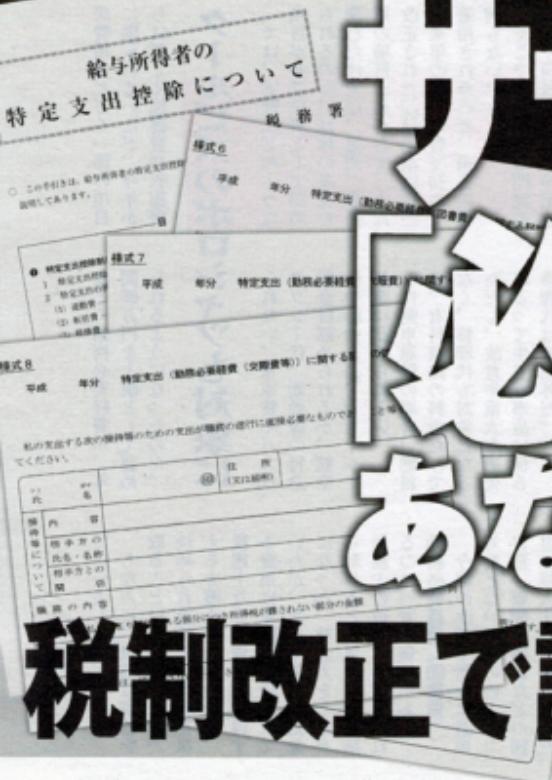
まずは、サラリーマンの
給与と課税の仕組みをおさ
らいしよう。

年取から「給与所得控除」
を引いたものが給与所得と
呼ばれ、これに対して所得

アップ……。政府の増税方針は揺るぎなく、庶民の生活は厳しさを増す一方だ。だが、サラリーマンの必要経費控除の適用範囲が大幅に広がったことは意外に知られていない。今日から領収証を集めておいた人だけが、来年の確定申告

サラリーマン必勝経済 あなたの場

税制改正で認められた



税や住民税が課税される。

もらえない経費を指す。

税理士の福井大氏が話す。

「制度自体は今回の税制改

正以前からありました。し

かし適用範囲が狭ぎたた

め、利用するサラリーマン

は皆無に近く、11年の適用

件数は全国でたったの4件

でした。しかし、その範囲

が今回の改正によって大き

く広がったのです」

まず1つ目が適用される

金額の範囲の拡大である。

従来は「特定支払控除」

に適用されるのは、「給与

所得控除」額を超えた額だ

った。それが今後は「給与所

得控除」額の2分の1を超

えた額まで引き下げられた。

たとえば、年収4,000万

円の場合、従来は(4,000

万円×0・2+54万円)=1

34万円)を超えた分だけ

しか「特定支払控除」が認

められなかつたが、今後は

134万円の2分の1であ

る67万円を超えた分が対象

となる。

2つ目は適用される項目

が増えたことだ。

詳しくは後述するが、從

来は通勤費、転勤に伴う転

居費用などごく一部の項目に限られていたが、今年からは新しく図書費や衣装費

などの勤務必要経費が、年間65万円を上限として認められるようになったのだ。

クールビズのボロシャツも対象に

では、実際にどのような項目が必要経費として認められるのか。法律の条文を読むだけでは、適用・非適用の境目がわからず、また、改正された「特定支出控除」は来年の確定申告で初めて適用されるので、過去の事例もない。

そこで、本誌は専門家の解説や国税庁の資料の記述を参考に、それらについて具体的に分析した。

通勤費

基本的には、通勤にかかった交通費のうち、会社が支給・補助している交通費を超える分が必要経費として認められることになる。

たとえば、急な仕事が入り、やむなくタクシーを利用して会社までいかざるを得なかつたケースは該当

いいでしょ

の購入費用は対象となる。

（スリーブを着れ

られない。電車賃やバス代、タクシーデ、新幹線の特急料金は認められるが、航空券や特別車両（グリーン）料金は認められない。

自動車通勤の場合、燃料費、有料道路の料金だけではなく、修理代も対象になる。ただし、故意や重大な過失によつて生じた事故に係る修理代は適用外だ。

（スリーブを着れば必ず必要なワ

イシャツ、ネクタイも対象になりますが、靴、靴下、下着は対象外でしょう。

ただし、作業現場で着用する安全靴、安全手袋などは対象になります。（同前）

（スリーブを着れば必ず必要なワ

イシャツ、ネクタイも対象になりますが、靴、靴下、下着は対象外でしょう。

ただし、作業現

場で着用する安全靴、安全手袋などは対象になります。（同前）

今回の改正で新たに適用対象となつたものの1つで、書籍、新聞、雑誌などの図書を購入するための費用だ。

（スリーブを着れば必ず必要なワ

イシャツ、ネクタイも対象になりますが、靴、靴下、下着は対象外でしょう。

ただし、作業現

資格取得費・研修費

税理士の落合孝裕氏はこ

う説明する。

「これは従来の制度でも認められていましたが、経理担当者が簿記の資格を取つたり、海外と頻繁にやり取りをする部署や外国人がいる部署の人が英検やTOEICを受験したりするためにして社内規定を作れば、ボロシャツなどの私服も対象になるかも知れない」（同前）

（スリーブを着れば必ず必要なワ

イシャツ、ネクタイも対象になりますが、靴、靴下、下着は対象外でしょう。

ただし、作業現

場で着用する安全靴、安全手袋などは対象になります。（同前）

（スリーブを着れば必ず必要なワ

イシャツ、ネクタイも対象になりますが、靴、靴下、下着は対象外でしょう。

ただし、作業現

年収と控除と課税所得の関係

給与所得控除の1/2を超える額

$$\text{課税所得} = \text{年収} - \frac{\text{給与所得控除}}{\text{控除}} - \frac{\text{改正特定支出控除}}{\text{控除}} - \frac{\text{その他の控除}}{\text{控除}}$$

【社会保険料控除】
【小規模企業共済等掛け金控除】
【生命保険料控除】
【損害保険料控除】
【贈与控除】
【医療費控除】
【寄付金控除】
【地盤保険料控除】
【離婚(夫)控除】
【離婚(妻)控除】
【扶助学生控除】
【扶養控除】
【配偶者控除】
【配偶者特別控除】

年収	給与所得控除額
65万円未満	65万円(下限)
180万円以下	年収×40%
180万円超、360万円以下	年収×30%+18万円
360万円超、660万円以下	年収×20%+54万円
660万円超、1000万円以下	年収×10%+120万円
1000万円超、1500万円以下	年収×5%+170万円
1500万円超	245万円(上限)

業務に使つた交通費は認めないと考えられる。ただし、通勤以外で顧客回りなどの業務に使つた交通費は認め

る税理士の落合孝裕氏はこう説明する。

「これは従来の制度でも認められていましたが、経理担当者が簿記の資格を取つたり、海外と頻繁にやり取りをする部署や外国人がいる部署の人が英検やTOEICを受験したりするためにして社内規定を作れば、ボロシャツなどの私服も対象になりますが、靴、靴下、下着は対象外でしょう。

ただし、作業現場で着用する安全靴、安全手袋などは対象になります。（同前）

（スリーブを着れば必ず必要なワ

イシャツ、ネクタイも対象になりますが、靴、靴下、下着は対象外でしょう。

か、税務署がチェックする
正しく申告しているかどうか
実際に確定申告した場合、
か、税務署がチェックする

とおりあくまで広く申告した
とおりあくまで広く申告した
とおりあくまで広く申告した

対象となる費用を年度末
にまとめて計算しようとする

「特定支出控除」の適用要件に金額の規定はない。勤務必要経費の上限は65万円という制限はあるが、1回で数十万円という超高額接待待でも適用対象となる。

接待交際費等に限らず何の項目でも、「給与等の支払者」つまり会社が認めることが必要です。ただ、会社にとっては認めて損はないので、かなり柔軟に認めるのではないか、「同前」と見られている。

さらにいえば、改正後、来年2月の確定申告が初めての事例になり、過去の事例に照らし合わせることができないので、税務署も「様子見」するのではないか、「こうしたことを考えると、

「領取証の宛名は会社ではなく自分の名前にしてもらいます。たとえばタクシーメーカーのように、手書きの領取証をもらえない場合、レシートでもOKです」(前出の落合氏)

「特定支出控除」の適用要件に金額の規定はない。勤務必要経費の上限は65万円という制限はあるが、1回

というのが建前だが、前の福井氏は「チェックを担当する国税調査官の数が圧倒的に不足しているので、サラリーマンの特定支出控

除のように少額の問題について詳細なチェックをすることは難しい」という。

さらにいえば、改正後、来年2月の確定申告が初めての事例になり、過去の事例に照らし合わせることができないので、税務署も「様子見」するのではないか、「こうしたことを考えると、

領取証の宛名は自分の名前に

ほうがトクをする可能性が高いようだ。

とはいって、税金を天引きされると、手間も時間もかかる

面倒だ。普段から表計算

ソフトを使い、項目別に自動的に集計できるようにし

て、確定申告は馴染みがない。利用するためには、実

際にはどのような準備、手続

きが必要なのか。

まず、大前提として、領

収証を取つておくことが必

要だ。

また、大前提として、領

収証を取つておくことが必

要だ。

次に、会社の証明書をも

らう必要がある。

「以前から制度はあります。たとえばタクシーメーカーのように、手書きの領取証をもらえない場合、レシートでもOKです」(前出の落合氏)

年収400万円のモデルケース

給与所得控除額／2=134万円／2=67万円	約30万円
自動車の運転免許	年間5万円
上記の関連交通費など	年間約4万7000円
新聞購読料(朝、夕)	6万円
スーツ代(3万円×2着)	36万円
交際費(月3万円の会食費)	65万円未満

合計:81万7000円

特定支出控除額は
81万7000-67万=14万7000円
所得税率5%、住民税率10%
節税額は2万2050円

年収600万円のモデルケース

給与所得控除額／2=174万円／2=87万円	10万円	
通勤費(深夜タクシー代)	英検取得のための英会話スクール	6万円
上記の関連交通費など	年間5万円	
新聞購読料(朝、夕)	年間約4万7000円	
スーツ代(5万円×2着)	10万円	
ワイシャツ(5000円×4枚)	2万円	
ネクタイ(5000円×2本)	1万円	
交際費(月5万円の会食費)	年間60万円	
(勤務必要経費)	65万円以上	

合計:116万円

特定支出控除額は
116万-87万=29万円
所得税率10%、住民税率10%
節税額は5万8000円

年収800万円のモデルケース

給与所得控除額／2=200万円／2=100万円	12万円	
通勤費(深夜タクシー代)	税理士の資格取得学校	66万5000円
上記の関連交通費など	年間5万円	
新聞購読料(朝、夕)	年間約4万7000円	
経済誌(月に3冊購入)	年間約3万6000円	
スーツ代(8万円×2着)	16万円	
ワイシャツ(1万円×4枚)	4万円	
ネクタイ(1万円×2本)	2万円	
交際費(月8万円の会食費)	年間96万円	
接待ゴルフ(月1回)	年間24万円	
(勤務必要経費)	65万円以上	

合計:148万5000円

特定支出控除額は
148万5000-100万=48万5000円
所得税率20%、住民税率10%
節税額は14万5500円

ましよう

(前出の福井

氏)

そして、確定申告の時期が近付いたら、税務署から申告書類を取り寄せる。こうして申告すれば、年収によって数万円から10数万円の還付を受けができる。(上記モデルケースを参照)。

ただし、以下の点に

は注意が必要だ。

いくら柔軟に認められる見込みとはいえ、職務の遂

行にまったく関係のないものについて会社に「特定支

出控除」の対象としての証

明を求めてはいけない。た

とえば私服の領取証につい

て「特定支出控除」として

会社に証明してもらい、万

が一、税務署のチェックで

そのことが露見した場合、

「会社は脱税を帮助した形

になり、法的な責任を問わ

れかねない」(前出の福井氏)。

そうなれば、自分も懲罰の対象となりかねない。

マメに、賢く、そして正直に申告し、大増税時代を生き抜こうではないか。